

働く人や 事業主<会社など>の みなさんへ

# 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金をもらえる 休んだ期間と申し込むことができる最後の日をのばしました

## 休んだ期間と申し込むことができる最後の日

休んだ期間	申し込むことができる最後の日 (これまで)	申し込むことができる最後の日 (これから)
4月	2020年9月30日 (水曜日)	<b>2020年12月31日 (木曜日)</b>
5月		
6月		
7月	2020年10月31日 (土曜日)	
8月	2020年11月30日 (月曜日)	
9月	2020年12月31日 (木曜日)	
<b>10月</b>	-	
<b>11月</b>		
<b>12月</b>		

※ **休んだ期間の次の月の1日から**申し込みができます。(例えば、9月に休んだら、10月1日から申し込みができます)

## 申し込みのときに気をつけること (事業主のみなさまへ)

- ① 事業主と働く人の働くことの約束や休んだことの証明には **事業主のみなさまの助けが必要**です。
- ② お金の申し込みをしたことで、**仕事をやめさせたり、労働条件を不利なものに変えてはいけません。**
- ③ 申し込みには**労働保険番号が必要**です。働く人が1人でもいれば、必ず、労働保険番号の手続きを行う必要があります。

## わからないとき

### ■くわしい説明や 給付金Q&A、書類のダウンロードなど

厚生労働省の 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の ウェブサイトを 見て ください

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

### ■電話で 相談したいときは 厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

電話 0120-221-276 月曜日から 金曜日まで 午前8時30分から 午後8時まで  
土曜日、日曜日、祝日 午前8時30分から 午後5時15分まで



こうせいろうどうしょう  
厚生労働省・都道府県労働局

# き 決まりについて

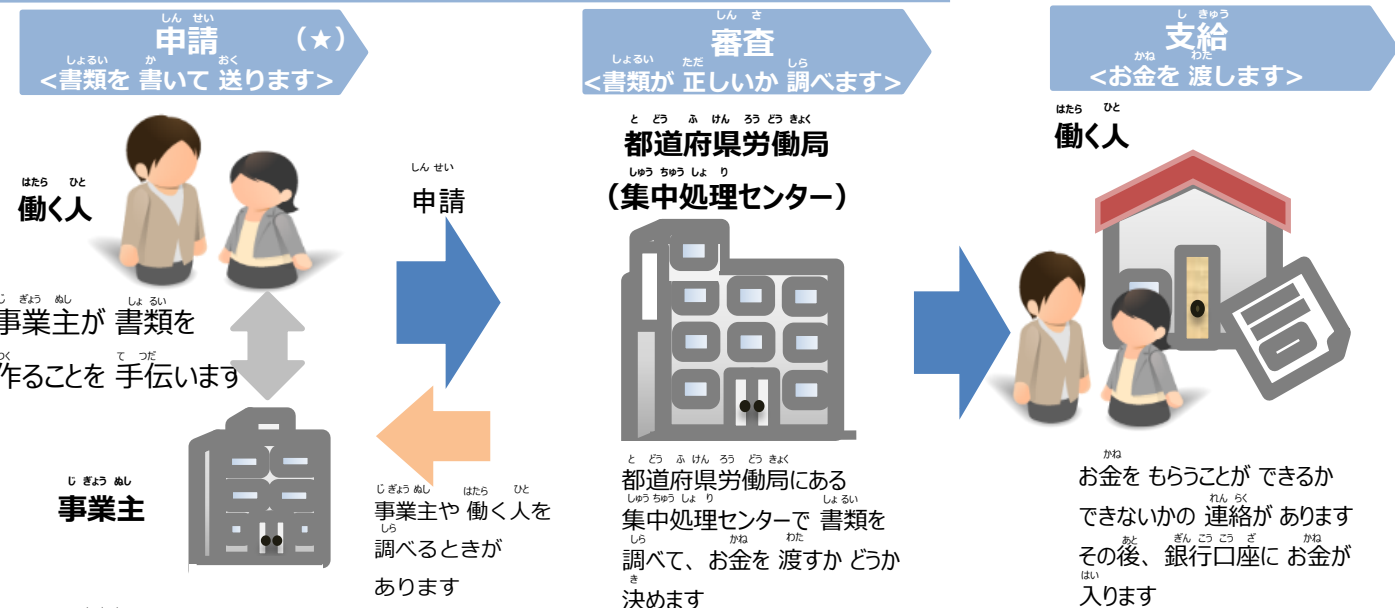
会社を 休む 前の 賃金<会社から もらう お金>の 80%のお金(1日で 高くても 11,000円)を、  
休んだ 日の 数に 合わせて もらうことが できます。 次の ①・②の人は もらうことが できます。

① 中小企業<小さい 会社>で 働く人。そして、2020年4月1日から 12月31日までの間で、  
事業主に 言われて 休んだ人

② ①の 休業手当<お金です。休んでいるとき 会社から もらいます>を もらっていない人

※ くわしいことは 厚生労働省の ウェブサイトにある 給付金Q&Aなどを 見て ください。

## お金を もらうために すること



- (★)
- 働いている会社がいくつかあるときは、他の会社で休んだ日も一緒に申請しなければなりません。申請した後で、他の会社の申請をすることはできません。
  - あなたは書類を作りたいです。でも、事業主が手伝ってくれない場合は、都道府県労働局が事業主に話をします。話をしている間は審査をすることができません。そのため、お金を渡すのが遅くなります。
  - 嘘をついてお金をもらったときは、もらったお金の3倍の金額を、働く人に払ってもらってもかもしれません。申請に関係した人も、嘘をついていたときは、働く人と一緒にお金を払ってもらったり、名前などをウェブサイトなどに書いて見せたりするかもしれません。

## お金をもらうために郵送するもの

- ①支給申請書、②支給要件確認書、③本人とわかる書類 (免許証の写しなど)、  
④キャッシュカードの写しなど銀行口座がわかる書類、⑤休む前と休んだ後の  
賃金の額がわかる書類 (給与明細の写しなど) の5点を封筒に入れて、下記のあて先  
に郵送してください。

〒600-8799

日本郵便株式会社 京都中央郵便局留置

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当 御中



こうせいろうどうしょう とどうふけんろうどうきょく  
厚生労働省・都道府県労働局